

附則

- 1 令和元年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、増税分（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正によって、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が引き上げられたことに伴い増額となった消費税等の額をいう。以下同じ。）に相当する額を控除するため、第35条中「、委託契約金額の」とあるのは「、委託契約金額（当該委託契約金額に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。）の」と、「の委託契約金額の」とあるのは「の委託契約金額（当該委託契約金額に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。）の」と、「委託契約金額に」とあるのは「委託契約金額（当該委託契約金額に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。）に」として、同条の規定を適用する。
- 2 この契約の締結後、早期に業務が完了し、又はこの契約が解除されたことにより、受注者から施行日の前日までに成果物の引渡しを受けた場合における業務完了の時又は契約解除の時に係る委託契約金額は、業務完了の時まで又は契約解除の時までの委託契約金相当額（消費税に相当する額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を除く。以下この項において同じ。）に、当該委託契約金相当額に100分の8を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えて得た額とする。